

令和4年第5回雫石町農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和4年5月24日(火) 午後3時30分

2 開催場所 雫石町役場 3階大会議室

3 出席した委員

農業委員

1 番 岡 森 喜与一
2 番 山 本 長 栄
4 番 新 田 善 男
5 番 舩 澤 誠 一
6 番 細 川 仁
7 番 堂 屋 剛
8 番 木 村 正 美
9 番 山 崎 忍
10 番 八丁野 よし子
11 番 坂 下 千枝子

農地利用最適化推進委員

雫 石 田 村 國 彦
雫 石 藤 村 博 志
雫 石 徳 田 雅 博
御 所 吉 田 光 彦
御 所 米 澤 晃
御 所 川 口 英 敏
御 所 細 川 健 一
西 山 高 橋 浩 之
西 山 柿 木 一 明
西 山 山 田 裕 明
西 山 松 本 光 正
御明神 伊 藤 庄 一
御明神 南 野 久 晃
御明神 木 村 久 雄
御明神 砂 壁 純 也

4 欠席した委員

農業委員 3番 松ノ木 睦男

推進委員 雫石 福崎 公博、御明神 夷森 和人

5 議案

第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

第3号 農用地利用集積計画に対する意見決定について

第4号 適用外証明願に対する可否決定について

6 職務のため出席した職員

事務局長 上村 光俊、係長 高橋 恵、主任 川村 佳樹

開会時刻 午後3時23分

議 長 只今から令和4年第5回雫石町農業委員会総会を開会します。
本日の出席議員は農業委員10名、推進委員15名、計25名です。
雫石町農業委員会規則第11条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので、本総会は成立します。
会務報告を行います。事務局から説明をお願いします。

上村局長 (資料に基づき説明)

議 長 事務局から報告がありました。確認したい事などございませんか。
(なし)

議 長 なければこれで会務報告を終わります。
それでは、本日の議事日程に入ります。
日程第1、会議録署名人及び書記の指名についてお諮りします。本件は、雫石町農業委員会規則第13条の規定により当職から指名することにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声

議 長 異議なしと認め、会議録署名人には8番、木村正美委員、9番、山崎忍委員、書記には事務局の高橋係長、川村主任を指名します。
日程第2、会期の決定についてお諮りします。この総会の会期は本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声

議 長 異議なしと認め、会期は本日1日とすることに決定しました。
日程第3、報告第1号から日程第4、報告第2号まで一括で行います。事務局の説明をお願いします。

高橋係長 (資料に基づき説明)

議 長 事務局から報告がありました。これに質問などございませんか。

8番 木村委員 番号1、番号2共に事前着工があったとのことですが、どの程度着工されていたのでしょうか。既に完了し、あとは手続きだけになっている等の説明をお願いします。

川村主任

番号1番の〇〇は〇〇の北西の道路向かいの場所になります。2トングで何度か土を配っているのが見られる状況で、台数にすると10台位が入っている状況でした。当初の計画では農地まで残土を入れる予定ではなかったそうですが、業者の認識不足と所有者の方も手続きが必要であると知らずに農地のかさ上げを依頼してしまったとのこと。

番号2番の〇〇は、町民の方から大型ダンプが何台も通行していると通報がありました。そこから場所を特定し、本人からも手続きが必要なのではと聞いたそうで農業委員会に問い合わせがありました。場所を確認し見に行ったところ、作業は大型ダンプ20～30台ぐらいい入っている状況でしたが、まだ農地に土を入れ始めている段階でストップして、作業は完了していませんでした。

本来は手続きが必要なことを説明し、どちらからも始末書を提出してもらい申請していただいたものです。

8番 木村委員

時期的にはいつ頃に判明したものでしょうか。農業新聞に違反転用の対応という法律相談のコラムがありますが、そこには工事停止、現状回復の命令、刑事罰の適用もある厳しい法律だと書かれています。もっと厳格に対処していかないと大変なことになるという内容の記事でした。本人から始末書をいただいたからと法律的な部分をうやむやにしていくのは問題なのではと思います。

特に〇〇が許可を取らずに着工していると、今やっている事業も違法なのではと思われかねないのではないのでしょうか。本人たちにも本来なら始末書だけで済むものではないと言っておかないとだめなのではと思いました。

もう少し広報などにも広告を出すなど農業委員会の対応を厳格にしたほうが良い気がします。

高橋推進委員

この件は違反転用とは違うと思います。農地の改良については、スコップ1杯分でもだめなのか、軽トラなら何台ぐらいいまで良いのかなど、どの程度の規模から申請しないといけないのか分かりやすくした方が良いでしょう。

上村事務局長

木村委員が言っているとおり、先に着工してしまったのは良くないです。ただ今回は農地を転用したのではなく、農地を農地のまま使うため、先に届出をしなくてはならないところを知らずに事前着工してしまったものです。

農業委員会でも「農業委員会だより」で度々周知はしていましたが、見ていない方も多く、今回の件もあったので来月の広報にまた掲載する予定でした。それでも見ない人はいると思いますが、広報で定期的

に周知していきます。

川村主任

補足ですが、どのぐらいの量かというところは、なかなか難しいですが、現状変更で多いのは農地に盛土をする、または切土をして低くする、周辺の自分の農地と使いやすく平らにするなど、明らかに土を入れているなどは現状変更に関わるものが大半です。

先ほど話があったとおり農地転用ではなくとも、現状変更は町の条例で決められているものなので、こういうことがやりたいと農業委員会事務局にまず規模などを教えてもらえればどの手続きが必要か教えられるので、農地の現状を変える時には農地法や条例で定められているので事務局に相談していただければと思います。

高橋推進委員

水害で水田の畔が崩落し、農林課と話し合いをしたことがありますが、そういった自然災害で現状回復の工事も農業委員会に申請しなくてはいけないのでしょうか。

川村主任

自然災害の場合はまた違って、基本的に自然災害の場合は現状復旧という考えになっており、現状変更をするのではなく復旧をするためにやるものなので、現状変更とは違うものとなります。

高橋推進委員

〇〇も田を現状復旧したいという考えだったと思うのですが、その辺りの境が分からないのですが。

川村主任

〇〇の場合は、沢のような陥没しているところがあり、そこを埋めて土地を盛土した上で一体的に使えるようにする目的で今回現状変更の申請となっています。

木村委員の言うとおりに、〇〇には本来は現状を一度回復してから申請してもらわなくてはならないという話をしました。本人から話を聞いたところ、本当に申請が必要だと知らなかったとのことで、今回初めてやってしまったことと、この規模を現状回復するのもお金がかかるので、今回は始末書で対応しました。これ以上であれば厳しい対応をしていかなければならないと思います。

議 長

数日前の全国農業新聞の一面で違反転用の記事が大きく載っていました。知らないで転用する人が多いそうです。是非皆さんも見て気がついた事がありましたら教えるなり、事務局に案内するなりお願いします。

議 長

他にございませんか。

(なし)

議 長 なければこれで報告第1号から第2号を終わります。
日程第5、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請
に対する可否決定を議題とします。
事務局の説明を求めます。

川村主任 ただいま上程されました議案の内容について説明いたします。
番号1 ○○が所有する畑1筆、面積5,131㎡について、○○が新
規就農するため、使用貸借を新規で設定しようとするものです。
場所は参考資料にあります『3条：○○・○○』となっている所で、
○○から北東へ約500m向かった場所になります。
農地法第3条第2項の規定に該当しないため、許可要件のすべてを
満たしているものと思われまます。以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。
質疑の前に、現地確認報告を八丁野委員にお願いします。

10番 八丁野委員 5月13日に私、細川委員、柿木推進委員の6班3名と事務局で現地
を確認して来ました。
それでは、番号1について報告いたします。
現地を確認したところ、ハウスが設置され野菜が生産されており、
使用貸借後も利用状況が変わるものではないことから、問題ないもの
と思われまます。以上で報告といたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。
質問や意見はありますか。

(なし)

議 長 なければ、これで質疑を終結し、採決に入ります。
議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可
否決定について、原案を可とすることに賛成の方の挙手を求めまます。

委 員 「全員挙手」

議 長 全員挙手ですので、議案第1号は原案のとおり決定しました。
日程第6、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請
に対する意見決定について議題といたします。
事務局の説明を求めまます。

川村主任 ただいま上程されました議案の内容について説明いたします。

番号1 ○○が所有する畑1筆、面積506㎡について、○○用地として○○の整備のため、○○へ贈与しようとするものです。

場所は参考資料にあります『5条：○○・○○』となっている所で、○○から北西へ約200m向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料をご覧ください。

本件は、○○の○○が手狭となり、○○が所有する農地へ○○を拡張する計画ですが、計画面積も妥当であり、都市計画区域内の用途地域内の農地であることから第3種農地に区分され、第3種農地は原則許可できることから許可基準を満たしているものと思われます。

番号2 ○○が所有する田1筆のうち一部、面積550㎡について、○○に係る一時転用のため、○○と使用貸借しようとするものです。

場所は参考資料にあります『5条：○○・○○』となっている所で、○○から南東へ約2kmの場所です。詳細な位置などは参考資料をご覧ください。

こちらの案件は、○○が今回申請地付近に○○を新築する計画があり、その前に○○を○○できるか○○をする目的で一時転用する計画ですが、計画面積も妥当で、農振法に規定する農用地区域内の農地ではありますが、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと判断される3年以内の一時転用であることから、農地転用許可基準を満たしているものと思われます。

番号3 ○○が所有する畑1筆、面積353㎡について、○○新築のため、○○と使用貸借しようとするものです。

場所は参考資料にあります『5条：○○・○○』となっている所で、○○から南へ約300m向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料をご覧ください。

本件は、息子である○○さんが父の○○さんが所有する農地に○○を新築する計画ですが、計画面積も妥当であり、都市計画区域内の用途地域内の農地であることから第3種農地に区分され、第3種農地は原則許可できることから許可基準を満たしているものと思われます。

番号4 ○○が所有する畑1筆、面積42㎡について、宅地の拡張ため、○○と使用貸借しようとするものです。

場所は参考資料にあります『5条：○○・○○』となっている所で、○○から北東へ約400m向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料をご覧ください。

本件は、息子である○○さんが母の○○さんが所有する農地に○○を拡張し○○を新築する計画ですが、計画面積も妥当であり、申請農地は10ha以上の一団の農地であることから第1種農地に区分されますが、計画内容が既存施設の拡張であり、かつ拡張する部分が既存施設の面積の1/2以下であることから、農地転用許可基準を満たしているものと思われます。以上で説明を終わります。

議 長

事務局の説明が終わりました。

質疑の前に、現地確認報告の番号1から2を細川委員に、番号3から4を八丁野委員にお願いします。

6番 細川委員

番号1と番号2について報告いたします。

始めに番号1ですが、申請地は適切に保全管理され、転用後に周辺農地に与える影響も少ないと判断してきましたので、問題ないものと思われます。なお、事前着工はありませんでした。

次に番号2ですが、現地は適切に保全管理されている状況で転用後に周辺農地に与える影響も少ないと判断してきましたので、問題ないものと思われます。なお、事前着工はありませんでした。以上で報告といたします。

10番 八丁野委員

番号3と番号4について報告いたします。

始めに番号3ですが、申請地は適切に保全管理され、申請箇所には分筆後の境界杭や〇〇建築予定場所への区画が設置されており、また、転用後に周辺農地に与える影響も少ないと判断してきましたので、問題ないものと思われます。なお、事前着工はありませんでした。

次に番号4ですが、現地は適切に保全管理されている状況でこちらも分筆後の境界杭が設置されており、また、転用後に周辺農地に与える影響も少ないと判断してきましたので、問題ないものと思われます。なお、事前着工はありませんでした。以上で報告といたします。

議 長

現地確認報告が終わりました。これより質疑に入ります。

質問や意見はありますか。

(なし)

議 長

なければこれで質疑を終結し、採決に入ります。

議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、原案を可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委 員

「全員挙手」

議 長

全員挙手ですので、議案第2号は、原案のとおり決定しました。

日程第7、議案第3号、農用地利用集積計画に対する意見決定を議題とします。事務局の説明を求めます。

川村主任

ただいま上程されました議案の内容について説明いたします。

利用権設定の計画内容について説明いたします。

番号1 〇〇が所有する、田1筆、面積1,421㎡について、〇〇と

新規に利用権を設定するものです。

こちらの案件につきましては農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしており、許可相当であると認められます。以上で説明を終わります。

議 長

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質問や意見はありますか。

(なし)

議 長

なければこれで質疑を終結し採決に入ります。

農用地利用集積計画に対する意見決定について、原案を可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委 員

「全員挙手」

議 長

全員挙手ですので、議案第 3 号は原案のとおり決定しました。

日程第 8、議案第 4 号、農地法の適用外証明願に対する可否決定を議題とします。事務局の説明を求めます。

川村主任

ただいま上程されました議案の内容について説明いたします。

番号 1 願出人は所有者の〇〇、願出の土地は、畑 2 筆、面積計 777 m²です。

場所は参考資料にあります『適用外：〇〇』となっている所で、〇〇から西へ約 1 km 向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料をご覧ください。

非農地となった事由は、農地法の手続きが必要な土地とは知らず、隣地所有者が親戚であり住宅を建替えた際に農地にまたがって建築し、隣接する宅地と一体的に利用がされてきたとのことです。

なお、現地は宅地の一部として住宅や家庭菜園、通路スペース等が整備され利用されている状態でした。

番号 2 願出人は所有者の〇〇、願出の土地は、畑 2 筆、面積計 50 m²です。

場所は参考資料にあります『適用外：〇〇』となっている所で、先ほどの 5 条申請で審議されたました〇〇と〇〇の農地に隣接する場所です。詳細な位置などは参考資料ご覧ください。

非農地となった事由は、農地法の手続きが必要な土地とは知らず、〇〇については、平成 6 年の道路用地買収による分筆後の残地として、〇〇は、隣接する自己所有の宅地へ住宅を建築した際に通路敷地として、それぞれ宅地と一体的に利用がされてきたとのことです。

なお、現地は宅地の一部として町道からの進入路や通路スペースが

整備され利用されている状態でした。

以上、説明いたしました案件にかかる現地確認書を添えておりますが、非農地となってから20年以上経過し、農地に復旧することは困難であり、農地法第2条第1項に規定する農地ではないと思われれます。以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。
質疑の前に、現地確認報告を柿木推進委員にお願いします。

柿木推進委員 番号1と2について報告いたします。
申請地を確認しましたが、番号1,2ともに、事務局からの説明のとおり状況であり、現在の状況となってから20年以上が経過していることから、適用外も止むを得ないと判断されます。以上で報告といたします。

議 長 現地確認報告が終わりました。これより質疑に入ります。
質問や意見はありますか。

(なし)

議 長 なければ、これで質疑を終結し、採決に入ります。
議案第4号、農地法の適用外証明願に対する可否決定について、願い出のとおり証明することに賛成の方の挙手を求めます。

委 員 「全員挙手」

議 長 全員挙手ですので、議案第4号は、原案のとおり決定しました。
以上をもちまして本日の日程は全部終了しました。これをもちまして本日の会議を閉会します。大変ご苦勞さまでございました。

閉会時刻 午後4時4分

以上が令和4年5月24日、雫石町役場3階大会議室に於いて開催された、雫石町農業委員会総会の審議経過及び結果に相違ないことを証にするためここに署名する。

令和 4 年 5 月 24 日 開催

議 長 会 長

議事録署名人

8 番

9 番
